

# 鳥取縣公報

## 規則

◇鳥取縣規則第七十一号

農地調整法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(農地の團体管理の申込)

第一條 農地調整法(以下法と称する。)第三條の規定

により農地の管理又は買取の申出をしようとする者は

第三條の團体に対し管理にあつては、様式第一号、買取にあつては様式第二号の申込書を提出しなければならない。

(農地の管理團体の指定公告)

第二條 市町村農地委員会(以下市町村委員会と称する。)

本書ノ文ノハ國定規格 A5判

昭和二十四年七月二十九日  
第二千三十二号 金曜日

が農地調整法施行規則(以下省令と称する。)第一條の規定により農地の管理又は買取の申出をすべき團体を指定したときは、その市町村の公告式によつてその旨を公示しなければならない。

(農地の團体管理の報告)

第三條 前條の團体が農地の管理人は買取をしたときは様式第三号により、これを知事に報告しなければならない。

(農地、採草地、放牧地、未墾地、宅地、建物の移動許可)

第四條 農地調整法施行令(以下令と称する。)第二條第一項及び第六項の規定により許可を受けようとするときは、様式第四号による申請書をその農地、採草地又は放牧地若しくは宅地の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。但し、令第十

條の建物にあつては、様式第五号によるものとする。  
(自作地などの抵当権設定の許可)

第五條 法第七條の自作農創設維持の事業によつて創設若しくは維持された自作地、採草地、若しくは放牧地又は宅地、建物について抵当権を設定しようとする者

が令第二條第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第六号による申請書を法第七條の自作農創設維持の事業を行う者を経由して知事に提出しなければならない。

創設維持の事業を行う者を経由して知事に提出しなければならない。

(第四條以外の農地、採草地、放牧地の移動許可)

第六條 令第二條第二項の規定により承認を受けようと/orするときは、様式第七号による申請書をその農地、採草地若しくは放牧地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

市町村委員会前項の規定による申請を処理したときは、その都度様式第八号によりその状況を知事に報告しなければならない。

が省令第五條の規定による承認を受けようとするときは、様式第二十号による申請書を知事に提出しなければならない。承認を受けた事業につき重大な変更をしようとするとき亦同じである。

2 前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることができる。

#### (自作農創設維持事業の報告)

第十六條 前條の規定による承認を受けた團体又は市町委員会は翌年六月十日までに様式第二十一号による事業報告書を知事に提出しなければならない。

#### (小作農地の返還承認)

第十七條 法第九條第三項の規定による承認を受けようとするときは、賃貸借解除若しくは解約又は更新拒絶の通知若しくは條件を変更しなければ更新しないことの通知を発する日から一月前までに様式第二十二号による申請書をその農地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

2 市町村委員会前項の規定による申請を処理したときは、

（市町村委員会の小作料改定認可）  
第十九條 市町村委員会法第九條ノ四の規定により認可を受けようとするときは、様式第二十五号による申請書を知事に提出しなければならない。  
「承認」「縣知事」とあるは「市町村農地委員會長」と読み替えるものとする。

（薪炭林、採草地、放牧小作地の返還承認）  
第二十條 法第十四條ノ二において準用する承認を受けようとするときは、賃貸借その他その使用収益を目的

とする有償契約にして、その解除、若しくは解約又は更新拒絶の通知若しくは條件を変更しなければ更新しないことの通知を発する日から一月前までに様式第二

十六号による申請書をその薪炭林採草地又は放牧地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

2 市町村前項の規定による申請を処理したときは、その都度第二十七号によりその状況を知事に報告しなければならない。

#### (使用権設定承認及び裁定)

第二十一條 法第十四條ノ三第一項の規定により承認を受けようとするときは、様式第二十八号による申請書をその土地又は立木の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者が、法第十四條ノ三第三項の規定により裁定の申請をしようとするときは、様式第二十九号による書面をその承認のあつた日から一月内に

市町村委員会に提出しなければならない。

3 市町村委員会前二項の規定による処理をしたときはそ

の都度様式第三十号によりその状況を知事に報告しなければならない。

#### (使用権設定不能地の除外認可)

第二十二條 市町村委員会法第十四條ノ五第二項但書の規定により認可を受けようとするときは、様式第三十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

#### (第二十一條の裁定不服に対する訴願)

第二十三條 法第十四條ノ八の規定により訴願をしようとするときは、様式第三十二号による書面をその処分をした市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。

#### (会長互選不能の届)

第二十四條 市町村委員会法第十五條ノ二第二項但書の規定による会長の互選ができないときは、知事にその旨を届けなければならない。

#### (選任委員の請求)

第二十五條 法第十五條ノ二第十三項の規定による委員を選任すべき旨を請求しようとするときは、様式第三

十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

(改選請求の届)

第二十六條 法第十五條ノ十九の規定による請求があつたときは地方自治法第百八十一條に規定する市町村の選舉管理委員会は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(選任委員の死亡、解任の届)

第二十七條 法第十五條ノ二第十二項の規定により知事が選任した委員が次の各号の一に該当するようになつたときは、市町村委員会の会長は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡したとき。

二 職務を行うことができなくなつたとき。

三 その他法第十五條ノ二第三項の規定により選舉された総委員の同意によつて解任を相当と認めたとき。

(委員辞職の通知)

第二十八條 市町村委員会省令第三十八條第一項の規定により委員の辞職を承認したときは、遅滞なくその旨

をその市町村の選舉管理委員会に通知しなければならない。

(階層の欠げたときの例外認可)

第二十九條 令第三十四條但書の規定による認可を受けようとするときは様式第三十四号による申請書を知事に提出しなければならない。

(書面申請)

第三十一条 令第十四條に規定する事項について鳥取縣農地委員会(以下縣委員会と称する。)に対し、あつ旋

ようとするときは、様式第三十二号又は第三十八号に準する書面を処分のあつた日から二月内に知事に提出しなければならない。

(本則に規定ある他の訴願)

第三十二條 市町村委員会又は縣委員会が令第十四條又

(処理事項の報告)

第三十二條 市町村委員会省令第三十九條

により委員の辭職を承認したときは、遅滞なくその旨

五 委員名簿

附 則

は令第二十九條に規定する事項を処理したときは、様式第三十五号によりその都度これを知事に報告しなければならない。

(委員会廃止規定の該当届)

第三十三條 市町村委員会その市町村が省令第三十九條

第一項各号の一に該当するようになつたときは、遅滞

なくその旨を知事に届け出なければならない。

(会長、委員の移動届)

第三十四條 市町村委員会は会長及び委員に異動があつたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(委員会の備付帳簿)

第三十五條 市町村委員会及び縣委員会には、次の帳簿を備え付なければならない。

一 議事録

二 議事規則

三 庶務日誌

四 行政処分に関する文書の送達簿

00959

1 昭和二十三年鳥取縣規則第二十一号農地調整法施行規則は廃止する。

(農地の賃借権回復承認)

2 昭和二十三年法律第二百四十号附則第三條第一項の規定により市町村委員会の承認を受けようとするときは、様式第三十六号による申請書を、その農地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

前号の承認を受けた者が同條第三項の規定により裁定の申請をしようとするときは、様式第二十九号に準する書面をもつてしなければならない。

市町村委員会前二号の規定による申請を処理したと



00962

- 二 当該土地、面積、利用状況及び普通收穫高  
三 契約締結の事由及びその内容  
四 申請者が当該権利の取得に伴い支拂う給付の種類、内容及びその相手方

五 農地調整法第七條の自作農創設維持の事業に因り創設又は維持の目的となつた土地であるときは、その旨及びその世帯において農業に從事する者の員数

- 六 当該土地を耕作（採草又は家畜の放牧）以外の目的に供しようとする事業又は施設概要並びに時期及び期間

- 七 当該土地を耕作（採草又は家畜の放牧）以外の目的に供することに因り附近の土地又は作物家畜等に及ぼすかも知れない被害の防除施設の概要

八 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏

名印

鳥取縣知事殿

鳥取縣知事殿

昭和 年 月 日

住所

氏

名印

鳥取縣知事殿

昭和 年 月 日

















農地調整法第九條ノ三但書の規定により農地の賃貸料を引き上げたいので許可方申請する。

記

一 申請者及び当該農地の賃借人又は永小作権者の氏名及び住所

二 当該農地の所在、地番、地目及び面積並びに利用状況及び普通収穫高

三 許可を受けようとする事由

四 当該農地の小作料その他契約の内容

五 許可を受けようとする小作料並びにその適用の時期及び期間

六 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住 所

氏

名<sup>(印)</sup>

鳥取縣知事殿

様式第二十五号

農地調整法第九ノ四の規定による認可申請書

農地調整法第十四條ノ二の規定による承認申請書  
薪炭林、採草地又は放牧地の賃貸借（又はその使用收  
地目及び面積  
約條件  
四 決定をした小作料等を適用する農地の所在、地番、  
地目及び面積  
五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

鳥取縣知事殿

市町村農地委員会長回

様式第二十六條

益を目的とする有償の契約）の解除（解約、更新拒絶）をしたいので承認方申請する。

記

一 申請者及契約の相手方の氏名、住所及び職業

二 当該薪炭林、採草地又は放牧地の所在、地番、地目、

面積、利用状況及び当該薪炭林、採草地又は放牧地

が農地調整法第七條の自作農創設維持の事業によつて創設又は維持された土地であるときは、その旨

三 契約の当事者の世帯において耕作又は養畜の業務

に供している農地、薪炭林、採草地及び放牧地の面積、その世帯員の状態及びその世帯において耕作又

は養畜の業務に從事する者の員数

四 契約の内容

五 契約の解除、解約又は更新拒絶をしようとする事情の詳細

六 契約の解除又は解約をしようとするときは当該薪炭林、採草地又は放牧地の引渡を受けようとする時期

様式第二十七号

農地調整法施行細則第二十條による報告書

農地調整法施行細則第二十條の規定により薪炭林等の小作地返還申請の処理状況を次のように報告する。

記

申請 年 月 日	当事者 住 所 氏 名	薪炭林の 面積	放牧地、 畜舍、薪炭 及 び同 上作業 面積	採草地、 畜舍、薪炭 及 び同 上作業 面積	世帯員 面積	地 面積	從事者 面積	理 由 及 び結果
賃借人								

00982

昭和 年 月 日

鳥取縣知事殿

市町村農地委員會長回

五 その他参考となる事項  
 昭和 年 月 日  
 住 所 氏名

記

農地調整法第十四條ノ三第一項の規定により次の土地  
 (立木)につき使用権の設定をしたいので承認方申請する。

一 申請者及び当該土地又は立木の所有者その他これに  
 關して権利を有する者の氏名又は名称及び住所

二 当該土地の所在、地番、地目、面積又は立木の所  
 在、樹種、數量及び土地又は立木の利用状況

三 当該土地又は立木に設定される使用権の内容及び  
 存続期間

四 申請者の希望する使用権の対價、その支拂方法及  
 び時期

記

農地調整法第十四條ノ三第三項の規定により同條第一項の協議につき、協議が調わなかつた(協議することができない)ので、同項の規定による承認申請書を添付し裁定方申請する。

一 協議の調ねない事由又は協議することができない事由

二 その他参考となる事項  
 昭和 年 月 日  
 住 所

00983

市町村農地委員會長殿

氏名

市町村農地委員會長殿

農地調整法施行細則第二十一條の規定による  
 報告書

土地(立木)の使用権設定につき次のように承認した  
 ので報告する。

農地調整法施行令第十三條ノ二第一項第一号に該當す  
 るもので委員会の決議録謄本並びに法第十四條ノ三第一項の承認申請書寫を附し認可方申請する。

一 決定の理由及びその経過  
 二 その他参考となる事項  
 昭和 年 月 日

市町村農地委員會回  
 鳥取縣知事殿

記

承認番号	請申請者	土地(立木)	関係面積	使用権の
年月日	住所氏名	(立木)	(立木の樹種)	種類及び
年月日	所有者住所	(立木)	石数)	設定期間
年月日	氏名			

記

農地調整法第十四條ノ八の規定による訴願書

昭和 年 月 日の公示による村(市町)農地  
 委員会の裁定に関し左記事項について不服があるので  
 農地調整法第十四條ノ八第一項の規定により訴願する。

昭和 年 月 日

市町村農地委員會長回

鳥取縣知事殿

農地調整法第十四條ノ五第一項但書の規定に  
 よる承認申請書

鳥取縣公報

第二千三十二號

昭和二十四年七月二十九日

(第三種郵便物認可)

三一

00984

住所 身分 職業

氏

名印

鳥取縣知事殿

## 様式第三十三号

農地調整法第十五條ノ二第十二項の中立

記

委員選任申請書  
農地調整法第十五條ノ二第十二項の規定による中立委員の選任方申請する。

一 希望する中立委員の数及び住所氏名

昭和 年 月 日

何々農地委員会長 団

鳥取縣知事殿

同意者 氏

名印

同 同

印

(以下略)

## 様式第三十四号

市町村(縣)農地委員会処理事項報告書  
農地調整法施行細則第三十二條の規定によりその処理状況を次のように報告する。

記

## 様式第三十五号

鳥取縣知事殿  
市町村農地委員会長團

農地調整法施行令第三十四條但書の規定による認可申請書  
左記の事由により農地調整法施行令第三十一條本文の規定に拘らず會議を開く必要があるので認可方申請する。

一 農地調整法第十五條ノ二第三項の区分の一につき

委員の欠けている理由

二 開くべき事由

三 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員会長團

00985

処理事項	処理結果 の概要	備 考
昭和 年 月 日		

市町村農地委員会長 団

鳥取縣知事殿

## 様式第三十六号

昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條

住 所

氏

名印

第一項の規定による承認申請書  
賃貸借契約の締結につき昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條第一項の規定によりその所有者(轉貸人)に対し協議することの承認方申請する。

## 様式第三十七号

昭和二十四年鳥取縣規則第 号附則第三項

の規定による報告書

昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條第一項及び

第三項の規定により、左記のように処分したので報告する。  
一 申請者及び協議の相手方の氏名及び住所  
二 当該農地の所在、地番、地目及び面積  
三 当該農地につき現に耕作の業務を営んでいる者の氏名又は名称及び住所  
四 当該農地の賃貸借の解除、解約(合意解約も含む)

記

申 年月日及 受付番号	請 裁定 番号	承 認 番号	申請者 住所 氏名及 び職業 家族數	協議の相手 の住所 所在地 積地 面積 承認事由	関係農地 の所在地 承認事由	裁定内 容及び その事由
-------------------	---------------	--------------	--------------------------------	---	----------------------	--------------------

00986

昭和 年 月 日

鳥取縣農地委員會長 氏

昭和 年 月 日

名

鳥取縣農地委員會長 氏

昭和 年 月 日

名

鳥取縣知事殿

市町村農地委員會 同

◇鳥取縣規則第七十一號

鳥取縣林業關係登録手數料徵收規則の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「七、加工炭小売業者手數料同「二百円」を「三百円」に改める。

昭和二十一年法律第二百四十号附則第三條

昭和二十二年七月二十九日

和二十一年法律第二百四十号附則第三條第四項の規定による貸貸借契約の締結に関する裁定通知があつたが、

左記事項について不服があるので同條第五項の規定により訴願する。

記

一 不服の要点理由要求

## 告示

## ◆鳥取縣告示第四百一號

昭和十九年四月鳥取縣告示第百六十五号縣本金庫及び縣支金庫の名称、位置、出納區域並びに金庫事務取扱者を

00987

次のよう改正し昭和二十四年八月十五日から施行する

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 称 位 置

出 納 区 域

金庫事務取扱者

鳥取縣本金庫

鳥取市若櫻町

岩美郡の内

岩美郡岩井町

岩美郡の内

蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦

同 岩井出張所

同 寶木出張所

寶木支金庫

氣高郡寶木村

岩美郡の内

寶木村、酒津村、瑞穂村

同 寶木出張所

同 寶木出張所

浜村支金庫

同 浜村町

氣高郡の内

浜村町、勝谷村、鹿野町、小鷺河村、逢坂村

同 浜村支店

同 浜村支店

青谷支金庫

同 青谷町

氣高郡の内

青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村

同 青谷支店

同 青谷支店

郡家支金庫

同 八頭郡賀茂村

八頭郡の内

賀茂村、国中村、船岡村、大伊村、大御門村

同 郡家支店

同 郡家支店

河原支金庫

同 河原町

八頭郡の内

河原町、國英村、散岐村、八上村、大村、西郷村

同 河原支店

同 河原支店

用ヶ瀬支金庫

同 用ヶ瀬町

八頭郡の内

用ヶ瀬町、佐治村、社村

同 用ヶ瀬出張所

同 用ヶ瀬出張所

智頭支金庫

同 智頭町

八頭郡の内

智頭町、山郷村

同 智頭支店

同 智頭支店

若櫻支金庫

同 若櫻町

八頭郡の内

八東村、丹比村、若櫻町、池田村

同 若櫻支店

同 若櫻支店

00938

松崎支金庫	東伯郡松崎村	東伯郡の内	宇野村、泊村、舍人村、東郷村、松崎村、花見村	同	松崎支店
上井支金庫	同	上井町	東伯郡の内	西郷村、上井町、長瀬村、浅津村、橋津村	同 上井支店
倉吉支金庫	同	倉吉町	東伯郡の内	小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉	同 倉吉支店
由良支金庫	同	由良町	東伯郡の内	吉町、小鴨村、上小鴨村、矢塚村、南谷村	同 由良支店
赤崎支金庫	同	八橋町	東伯郡の内	山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村	同 赤崎支店
御來屋支金庫	同	赤崎町	東伯郡の内	赤崎町、以西村、成美村、安田村、下中山村	同 御來屋支店
淀江支金庫	同	淀江町	東伯郡の内	浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村	同 淀江支店
金市支金庫	同	浦安町	東伯郡の内	逢坂村、光徳村、御來屋町、名和村、庄内村	同 金市支店
西伯郡御來屋町	西伯郡の内	西伯郡の内	所子村、高麗村、宇田川村、淀江町、大和村	同 淀江支店	
西伯郡御來屋町	西伯郡の内	西伯郡の内	彦名村、崎津村、富益村、夜見村、成実村	同 米子支店	
米子支金庫	米子市東倉吉町	西伯郡の内	和田村、大篠津村、中浜村、余子村	同	米子支店
境支金庫	同	境町	西伯郡の内	渡村、外江町、境町、上道村	同 境支店
法勝寺支金庫	同	法勝寺村	西伯郡の内	法勝寺村、上長田村、東長田村、天津村、大國村	同 法勝寺出張所
溝口支金庫	日野郡溝口町	日野郡の内	二部村、八郷村、溝口町	同	溝口支店

00989

昭和二十四年七月二十九日	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	昭和二十二年閣令・内務省令第一号第八條の規定により 日野郡八郷村長議会議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。	
検査場所	検査日時	受験家 畜の区	出場区域
八頭郡船岡村	八月十七日午前九時	牛	八頭郡一円
同 氣高郡大正村	同 十八日同	同	氣高郡一円
浜村町	午後三時	同	東伯郡一円
東伯郡倉吉町	十九日午前九時	同	東伯郡一円
同 浦安町	同 二十日同	同	西伯郡一円
米子市勝田町	同 二十二日同	同	米子市一円
西伯郡余子村	同 二十三日同	同	西伯郡一円
記		鳥取縣知事 西 尾 愛 治	昭和二十四年七月二十九日から 同年八月五日まで

00990

## ◆鳥取縣告示第四百五号

本府及び東伯地方事務所管内において縣稅検査章並びに  
縣稅滯納者財產差押証票を次のように返納並びに交付し  
た。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	番号	交付年月日	所属府名	職名	氏名
同	一六三	同返納	東伯郡宇野村役場	書記	木村 登
同	一二六	同	鳥取縣廳	鳥取縣前島助役	坂本治四郎
同	一六三	同交付	鳥取縣廳	事務吏員	鳥取縣前島節藏
縣稅滯納者財產差押証票	一一七	同	鳥取縣廳	鳥取縣前島節藏	鳥取縣前島節藏
同	一八三	七月一八日交付	東伯郡宇野村役場	書記	木村 登

◇鳥取縣告示第四百六号  
本府において次の通り亡失の届出があつたので昭和二四年七月以降無効とする。

昭和二十四年七月二十九日

区分	番号	無効年月日	所属府名	職名	氏名
同	一〇七	昭二十四年七月七日	鳥取縣廳	事務吏員	鳥取縣前島節藏
縣稅滯納者財產差押証票	同	同	同	同	同
同	同	昭和二十四年七月二十九日	鳥取縣知事	西 尾 愛 治	

◆鳥取縣告示第四百七号  
昭和二十二年三月鳥取縣告示第百九号（鳥取縣連合國進駐軍接收土地建物その他評價委員会規程）は廢止する

◇鳥取縣告示第四百八号  
次の通り公有水面埋立の件追認免許した。  
昭和二十四年七月二十九日

一、埋立の追認免許を受けた者	西伯郡崎津村大字霞津農業	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
西伯郡崎津村大字霞津農業	松 本 務	鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00991

## 一、埋立の場所

西伯郡崎津村大字霞津字中川灘字後灘五一七番地、五一九番地、五二〇番地、五四五番地先中海公有水面

## 一、埋立の面積

堀反八畝三歩（図面省略）

## ◆鳥取縣告示第四百九号

次の通り公有水面埋立の件承認した。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 一、埋立の目的

宅地、船揚場、耕地造成

岡山市石関町

農林省農地事務局長 重政庸徳

## 一、埋確の場所

西伯郡弓浜西岸外江町及渡村地先中海公有水面

一、埋立の面積 自作農を創設する目的を以て農地を開発する。

一、工事着手並びに竣工期間

昭和二十四年七月二十九日

（第三種郵便物認可） 三九

◆鳥取縣告示第四百十号  
昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水產物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水產物の指定荷受機關として登録した。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 一、登録者住所氏名

鳥取縣日野郡溝口町大字溝口式百五拾壹番地

## 二、登録の種類

生鮮水產物指定荷受機關 取締役社長 秋鹿惠重

## 三、登録番号

第八号

日野水產商業株式會社

## 四、取扱水產物の種類

生鮮水產物

## 五、營業所又は事業場の位置

本店 鳥取縣日野郡溝口町大字溝口式百五拾壹番地

00992

出張所 同郡日野上村大字生山式百六拾八番地  
日野水產株式会社生山出張所

同 同郡根雨町大字根雨六百式拾七番地  
日野水產商業株式会社根雨出張所

日野水產商業株式会社根雨出張所

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

△鳥取縣告示第四百十一號  
健康保險法、船員保險法に基く保険医(歯科医師である  
保険医を含む)を次のように指定した。

診療科名 診 所 在 地 医師である保険医(歯科医師)氏名 指定年月日

内科	北垣医院	鳥取市大工町頭一九	北垣小三郎	昭和二三年八月一日
内、小兒科	西郷村診察所	東伯郡西郷村下余戸一二六ノ一	吉長 忠義	同二四年七月二十五日
同	細田医院	西伯郡法勝寺村法勝寺三九八	細田 勇	同
歯科	岡本歯科医院	米子市加茂町一ノ三六	中原 紀彦	同
同	辻同	同車尾一、二五七	辻 豊	同
同	杉本同	八頭郡若櫻町西町一、〇九七	杉本 静子	同
同	百村同	氣高郡湖山村	百村 浩	同
同	岸田同	東伯郡倉吉町明治町一、〇二七	鳥越吉五郎	同
同	宮地同	西伯郡淀江町淀江七七九	宮地甲子郎	同
同	松尾同	日野郡日野上村生山一五〇	松尾 圓華	同
同	枝原同	同郡山上村茶屋	枝原 泰治	同

## 縣會告示

### ◇鳥取縣會告示第七号

昭和二十二年十一月鳥取縣會告示第十二号鳥取縣議員徽章及鳥取縣會事務局職員徽章制定の件中次のように改める。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

表 面

鳥取縣會議員徽章

- 1、直徑一厘米丸座十三花瓣花模様作
- 2、配色は右座及花芯部一切を金色十三花瓣は銀色浮模様
- 3、中央花蕊部に鳥の文字を入れる。

(裏面)

## 教育委員會規則

### ◇鳥取縣教育委員會規則第十二号

鳥取縣教育委員會表彰規程を次のように定める。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會表彰規程

第一條 左の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによつて表彰する。

- 一、教育委員會事務局職員(雇、傭人を含む)以下職員(以下教職員といふ)及び學校教職員(以下教職員といふ)で本縣教育に貢献的効力をもつて精励すること多年に亘り功勞顯著なもの。
- 二、職員及び教職員で特に著しい功績があり一般の模範と認められるもの。
- 三、教育、學術及び文化關係等の役職員及び團體で功業に盡すいし功勞顯著なもの。
- 四、前各号以外のもので教育、學術及び文化關係等の事業に盡すいし功勞顯著のもの。

00994

第二條 本規定による表彰の選考は教育長が行なう。

第三條 表彰の選考は別に定める様式をもつて教育委員会が行う。

会に提出するものとする。

表彰者を決定する。

**第五條** 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、生前の日附にさかのぼつてこれを表彰することができ

第六條

第三回 本邦が定めた。この文章であるときは教育委員会は表彰を授与する。

## 第七條 教育委員会

金品を扱うことがある。

(四八)  
この規程は昭和二十四年八月一日より施行する。

11

卷之二

職名  
三  
事項  
一

1

團體

表彰內申調查書

## 教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第四十號

田和二一四年五月一日。Z君口述校の房に立て書寫を認可した。

烏頭散

廢止校設置學校

些枚名 桜田 管理者 些枚名 桜田

村氣  
中町高  
学立郡  
校浜沢  
  
浜氣  
村高  
町郡  
  
町浜  
長村  
  
村校町氣  
中組逢高  
学坂合村  
校立村浜  
浜学村  
  
同氣  
郡下達高  
家坂郡  
高村浜  
江字村  
逢塙  
会略  
  
町浜  
長林

備 考

卷之三

00995